

改正

昭和49年 9 月30日 条例第28号

昭和59年 9 月27日 条例第26号

平成12年 3 月31日 条例第15号

平成24年12月14日 条例第18号

大網白里市都市計画審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第77条の2第1項及び第3項の規定により、大網白里市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法によりその権限に属されている事項を調査審議させるため、及び市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、審議会を置く。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者をもって組織し、市長が任命する。

- (1) 学識経験のある者 5人以内
- (2) 大網白里市の議会の議員 7人以内
- (3) 関係行政機関又は千葉県の職員 3人以内
- (4) 大網白里市の住民 4人以内

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、その職にあるため委員となった者の任期はその在職期間中とする。

3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期はその前任者の残任期間とする。

4 委員は非常勤とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、前条第1項第1号に掲げる委員のうちから委員の選挙によってこれを定めるものとする。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は必要に応じ会長が招集し、会議の議長は会長がこれに当たる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことが出来ない。

3 審議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市長の定める機関において処理する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年 9 月30日 条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年 9 月27日 条例第26号）

この条例は、昭和59年10月 9 日から施行する。

附 則（平成12年 3 月31日条例第15号）

この条例は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年12月14日条例第18号）

この条例は、平成25年 1 月 1 日から施行する。